

(様式 1)  
 審査基準（申請に対する処分関係）

|  |                     |      |       |      |     |
|--|---------------------|------|-------|------|-----|
|  |                     | 担当課  | 林業政策課 | 検索番号 | 5-7 |
| 法令名  | 森林組合法               | 根拠条項 | 19-3  |      |     |
| 許認可等   | 森林組合の共済規程の変更又は廃止の承認 |      |       |      |     |
| <p>森林組合法（昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号）<br/>           (根拠規定)<br/>           第 19 条第 1 項<br/>           森林組合が共済事業を行おうとするときは、共済規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。</p> <p>第 19 条第 3 項<br/>           第 1 項の共済規程の変更(農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>(許認可等の基準)<br/>           森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について（平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知）<br/>           1 審査基準<br/>           (5) 法第 19 条第 1 項及び第 3 項の規定による森林組合の共済規程の承認及び変更等の承認に係る審査基準は、被共済者の保護を図る等の見地から、「森林組合法の施行について」（昭和 53 年 9 月 14 日付け 53 林野組第 174 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の (2) のイのなお書のとおりとする。</p> <p>森林組合法施行規則第 4 条第 2 項<br/>           法第 19 条第 3 項の農林水産省令で定める軽微な事項は、関係法令の改正に伴う規定の整理とする。</p> <p>「森林組合法の施行について」第 4 の 1 (2) のイ<br/>           (略)<br/>           なお、共済事業は、我が国の森林の賦存状況、森林災害の発生形態等からみて当面全国森林組合連合会が行うものとするが、この事業の適正かつ円滑な実現を図るために必要な指導上の留意事項については、林野庁長官からの技術的助言によらるたい。</p> <p>(その他)</p> |                     |      |       |      |     |